

9 あとがき

本計画書は、復興都市計画を迅速かつ円滑に進めるために、被災後に関係各課がとるべき行動をまとめたものであるが、その他の検討事項について下記のとおり整理した。

(1) 防災に配慮した都市計画マスタープラン策定の推進

第4次地震被害想定により、延焼火災や津波による被害など、復興の必要性が予想される地区が想定できる。

このような、地震による甚大な被害が予想される地域では、平常時から防災に配慮した都市づくりを進める必要があり、県としては「防災に配慮した都市計画ガイドライン（平成9年3月）」の普及を図り、都市計画区域マスタープランへ反映させるとともに、市町マスタープラン策定の支援を行う。

(2) 復興都市計画の検討に際し、参考となる既存調査資料

震災後、復興まちづくりを円滑に推進するためには、住民の意見を十分に反映し、計画を策定することが重要である。

まちづくりの基本的方針は、多くの市町では、市町マスタープランに示されているが、地区毎のより詳細な計画はない場合が多い。全く白紙の状態から、住民意見を聴き、計画を策定することは限られた期間では困難を伴う。各市町では、土地区画整理事業調査や市街地再開発事業調査等、まちづくりに関わる調査を実施し、実現化していないこともある。復興都市計画の検討にあたっては、これら調査による構想が検討のたたき台となり得ることが考えられる。このため、県としてこれら調査報告書（写）を収集し、整理し保管することとした。

(3) 復興都市計画に備えたまちづくり活動の支援

住民の意見を十分に反映しながら計画を策定していくためには、平常時のうちから、まちづくりのための情報提供等、住民参加によるまちづくり活動を支援するための組織の設置を検討すべきである。平常時から、アドバイザーやコンサルタントを交えて、まちづくり活動を実施している地区であれば、被災時には、自ずから復興まちづくりが進むと考えられる。支援組織は、基本的には地域住民を対象とするものであり、本来、市町が主体となって行うものであるが、県としても、市町との適切な役割分担のもと、市町のまちづくり活動に対する支援を検討すべきである。

県では、地域のまちづくりをリードする人材、さらに都市計画に関する知識や意義の普及啓発を果たせる人材を育成することを目的として「まちづくりリーダー」の養成を行ってきた。まちづくりリーダーには、まちづくりに関するオピニオンリーダーの役割を担っていただくことを期待している。

10 本計画書の用語集

<p>応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p>	<p>静岡県地域防災計画 共通対策の巻 第3章 災害応急対策計画 第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 1 災害救助法の規定に基づく県の実施事項</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができないものに対し簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定めた計画。</p>
<p>緊急復興事業</p>	<p>本計画の中の語句。 震災復興のため実施されることとされている都市計画事業等。</p>
<p>緊急復興地区</p>	<p>本行動計画の中で定めることとされている、緊急に面的整備事業等が必要と判断される地区。</p>
<p>県震災復興計画</p>	<p>静岡県地域防災計画 地震対策の巻 第6章 復旧・復興対策 第3節 震災復興計画の策定</p> <p>知事が計画策定本部を設置し、策定することとされている計画。 この計画は、基本方針と「都市・農山漁村復興」「住宅復興」「産業復興」など分野別復興計画により構成される。</p>
<p>建築基準法 第84条</p>	<p>(被災市街地における建築制限)</p> <p>特定行政庁は、市街地に災害があった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。</p>
<p>建築基準法 第85条</p>	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で、特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急修繕又は次の各号の一に該当する応急修繕又は次の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。</p> <p>一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの</p> <p>二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: center;">***** 以下省略 *****</p>

県 都市復興基本計画	本行動計画の中で定めることとされている被災都市の「復興の目標」、 「土地利用方針」及び「市街地復興基本方針」等を示した計画。
災害復興公営住宅	静岡県地域防災計画 地震対策の巻 第6章 復旧・復興対策 第8節 被災者の生活再建支援 1 恒久住宅対策 被災後、県又は市町の建設する公営住宅。
住宅復興計画	静岡県地域防災計画 地震対策の巻 第6章 復旧・復興対策 第8節 被災者の生活再建支援 震災復興計画策定本部の下部組織として設置される住宅復興計画部 会によって決定される住宅復興方針等を定めた計画。
市町 住宅復興計画	「市町復興計画」の住宅部門の計画。
市町復興計画	静岡県地域防災計画 地震対策の巻 第6章 復旧・復興対策 第3節 震災復興計画の策定 市町長が計画策定本部を設置し、策定することとされている計画。 この計画は、基本方針と「都市・農山漁村復興」「住宅復興」「産業復 興」など分野別復興計画により構成される。
市町 マスタープラン	都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 市町議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープ ラン）に即している必要がある。 市町が定める都市計画はこの市町マスタープランに即していなけれ ばならない。
整備、開発及び 保全の方針	都市計画法第6条の2 当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘 案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実 現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都 市計画の基本的な方向性を示すもの。 具体の都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即している必要 がある。都市計画区域マスタープランと称する。
総合情報 ネットワーク	県庁、総合庁舎、県出先機関及び市町相互を衛星無線回線や地上無線 回線で結んだ通信ネットワークで、電話・FAXが利用できる。 通信料はすべて無料。

	<p>本ネットワークを介して、一般県民や事業所への通信は不能。 なお、県外についても、東京事務所、他の都道府県及び市町等と衛星無線回線と結ばれており、電話・FAXが利用できる。 こちらも同じく、通信料はすべて無料。 ※「衛星電話番号簿」（静岡県危機管理部防災通信課）参照。</p>						
促進区域	<p>都市計画法第10条の2</p> <p>主として土地所有者等に一定の土地利用を実現することを義務づけ、区域内の土地を、その性質に応じて積極的に利用させることを目的とする区域。</p>						
第4次地震被害想定	<p>平成25年6月に公表された大規模地震による災害要因の分析や定量的な被害予測結果。</p> <p>本想定では、東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに、東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象としている。</p> <p>過去には昭和53年、平成5年及び平成13年に3度の被害想定を行い、各分野での地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする第3次地震被害想定以降に発生した地震・津波災害が残した教訓や蓄積された科学的知見を生かしつつ、二つのレベルの地震・津波による自然な外力や、それらがもたらす被害の様相を、あらかじめ想定し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活躍することを目的としている。</p> <p>1 第4次地震被害想定の特徴</p> <p>駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定対象としている。</p> <table border="1" data-bbox="491 1355 1331 1733"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1の地震・津波</td> <td>本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波</td> </tr> <tr> <td>レベル2の地震・津波</td> <td>内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
区分	内容						
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波						
レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波						
地区施設	<p>都市計画法第12条の5第2項第3号</p> <p>地区計画において都市計画に定めることとされている事項で、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設のこと。</p>						

<p>地区整備計画</p>	<p>都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 3 号</p> <p>地区計画において都市計画に定めることとされている事項で、建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画のこと。</p>
<p>特定行政庁</p>	<p>建築基準法第 2 条第 1 項 36 号</p> <p>建築主事を置く市町の区域については当該市町の長をいい、その他の市町の区域については、都道府県知事をいう。</p> <p>ただし、第 97 条の 2 第 1 項の市町又は特別区の区域については、同条第 4 項の規定により当該市町の長が行うこととなる事務又は第 97 条の 3 第 3 項の規定により特別区の長が行うこととなる事務に限り、当該市町又は特別区の長をもって特定行政庁とみなし、当該市町又は特別区の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。</p>
<p>被災市街地復興推進地域</p>	<p>被災市街地復興特別措置法 第 2 章 被災市街地復興推進地域 (被災市街地復興推進地域に関する都市計画) 第 5 条</p> <p>都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。</p> <p>一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。</p> <p>二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。</p> <p>三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。</p> <p>2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第 10 条の 4 第 2 項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）及び第 7 条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。</p> <p>3 前項の日は、第 1 項 1 号の災害の発生した日から起算して 2 年以内の日としなければならない。</p>
<p>被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）</p>	<p>都市再生推進事業制度要綱 第 6 条</p> <p>1 の三 被災市街地復興土地区画整理事業</p> <p>イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業</p> <p>ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業</p>

	<p>(特徴)</p> <p>●被災市街地の早期復興のための社会資本整備総合交付金事業 →公共用地の増分の用地費をすべて補助 →仮設住宅等整備費を補助限度額と別枠で補助</p>
市街地再開発事業	<p>都市再開発法</p> <p>土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の建築物の全面的な除却 ・中高層の不燃共同建築物の建築 ・公園、緑地、幹線街路、駅前広場等の公共施設の整備 <p>を行う事業であり、都市の再開発の中心的な事業手法。</p> <p>事業の種類としては、権利変換方式による第1種市街地再開発事業と用地買収（管理処分）方式による第2種市街地再開発事業がある。</p> <p>第1種市街地再開発事業（権利変換方式） 従前建物・土地所有者等に、従前資産の価額に見合う再開発ビルの床（権利床）を与えると同時に、土地の高度利用によって生み出される新たな床（保留床）を処分すること等により、事業費をまかなうもの。</p> <p>第2種市街地再開発事業（用地買収（管理処分）方式） 一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収または収用し、買収または収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与えるものであり、保留床処分等により事業費をまかなう点は第1種市街地再開発事業と同様である。 平成7年の阪神・淡路大震災以降、地区要件に「被災市街地復興推進地域」が新たに加えられ、地方公共団体・公団等施行による被災市街地の早期復興を図ることが可能となった。</p>
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	<p>津波防災地域づくり法 第17条</p> <p>次に掲げる条件のいずれにも該当する第2条第14項に規定する区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。 二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。 三 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。 <p>2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模

	<p>二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度</p> <p>3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げるところに従って定めなければならない。</p> <p>一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。</p> <p>二 前項第二号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。</p> <p>三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。</p>
<p>特定業務施設</p>	<p>津波防災地域づくり法 第2条第14項</p> <p>事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生の恐れが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。</p>